

Ⅱ 障害児部門の相談支援機能について

療育福祉センター





療育福祉センターの相談支援について



相談の内容

子どものことばや心身の発達に関すること、施設の利用や各種福祉サービスに関するさまざまな相談

対象となる方々

高知県内にお住まいの子どものご家族、保育所・学校等の先生、施設の職員、市町村福祉担当職員など、関係者であればどなたでも利用可

相談の進め方

- ・相談の内容に応じて、福祉司、心理判定員など専門の職員が、面接、調査、判定のうえ助言、指導などを行う
- ・施設の利用についての相談
- ・相談の内容によって、他の機関で支援を受ける方が望ましいときは、それぞれの機関を紹介

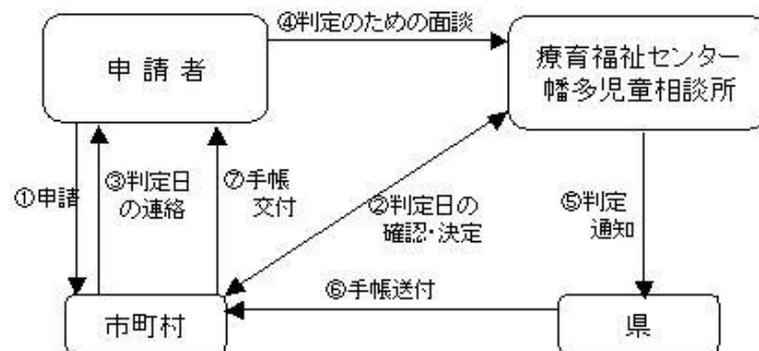
支援の内容

相談結果に基づき、必要に応じて以下の支援を行う

- ・当センター医療部門(精神科、整形外科、小児科)の紹介
- ・適切な療育を実施する機関(医療機関、訓練施設など)の紹介
- ・ショートステイなどの施設の紹介や入所施設との調整
- ・療育手帳、身障手帳、手当などの申請に関する助言

(療育手帳の場合) 申請・相談の流れ

面談 ⇒ 医学的診断・検査等 ⇒ 判定



(1) 一般相談

経路別児童受付件数(H21年度)

(福祉行政報告例)

県及び市町村				児童福祉施設等	保健所及び医療機関		学校等		家族等	計
市福祉事務所	保健センター	市町村	県(障害保健福祉課等)		県福祉保健所・市保健所	医療機関	学校	教育委員会等		
277(23%)	5(0%)	66(6%)	437(37%)	38(3%)	77(7%)	3(0%)	7(1%)	15(1%)	257(22%)	1,182

療育手帳関係がほとんど

対応しているケースへの助言

療育手帳の判定やサービス利用を決定するための評価等の意見を求められたもの

特別児童扶養手当の審査に係るもの(434件)

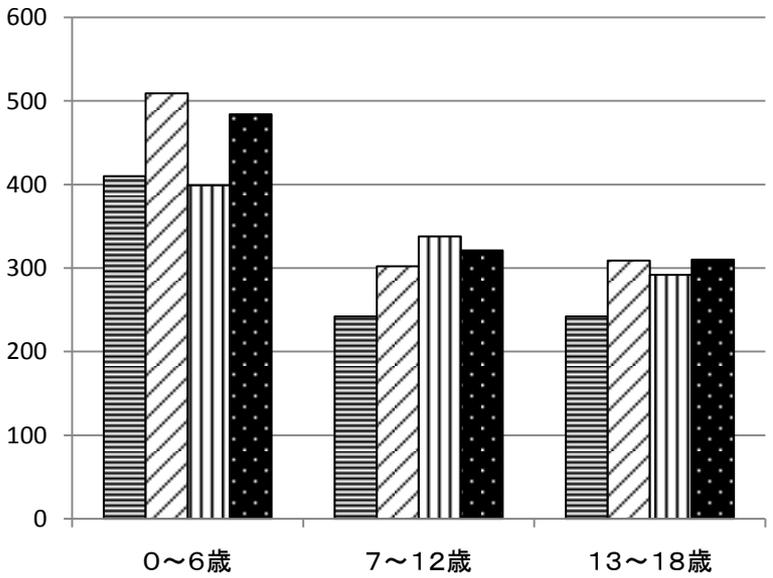
施設利用についての意見など

フォローアップ健診関係

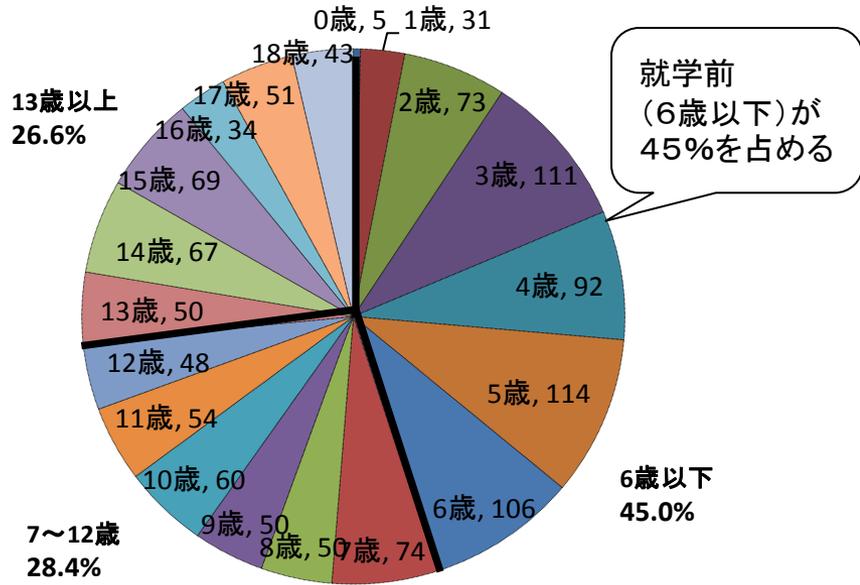
児童に関する意見を求められることが多い

言葉などの発達に関することやサービス利用等についての相談が多い

年齢別相談受付件数(年度推移)



年齢別相談受付件数(平成21年度)

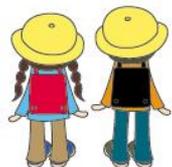


就学前(6歳以下)が45%を占める

(参考)手帳交付数

種別	全交付数 (18歳未満)	うち21年度中 新規交付数	うち中央児相 管内分交付数 (幡多児相分除く)
肢体不自由	378	23	339
視覚障害	24	2	23
聴覚・平衡 機能障害	45	3	34
知的障害 (療育手帳)	880	125	758

※平成22年3月31日現在



○一般相談のうち、保護者から直接相談のあったケース数

相談種別	21年度			主な内容
	全相談 件数	うち保護 者からの 相談件数	割合	
肢体不自由関 係	32	15	46.9%	施設利用相談
視聴覚障害	4	3	75.0%	施設利用相談
言語発達障害	142	50	35.2%	発音やことばについての相談
重症心身障害	24	17	70.8%	施設利用相談
知的障害	910	142	15.6%	発達状況の評価や児童への対応 の仕方、施設利用等に係る相談
自閉症	3	1	33.3%	サービス利用の相談
性格行動	50	18	36.0%	落ち着きがないとか乱暴などといっ た行動相談
適性	17	11	64.7%	特別支援学級や特別支援学校へ の進路相談
合計	1,182	257	21.7%	

(注)分類の仕方

相談をいただいた時点で診断
がついていない場合は、主訴
により分けている

(注)「相談件数」は実件数

(2)巡回相談

①事業の概要

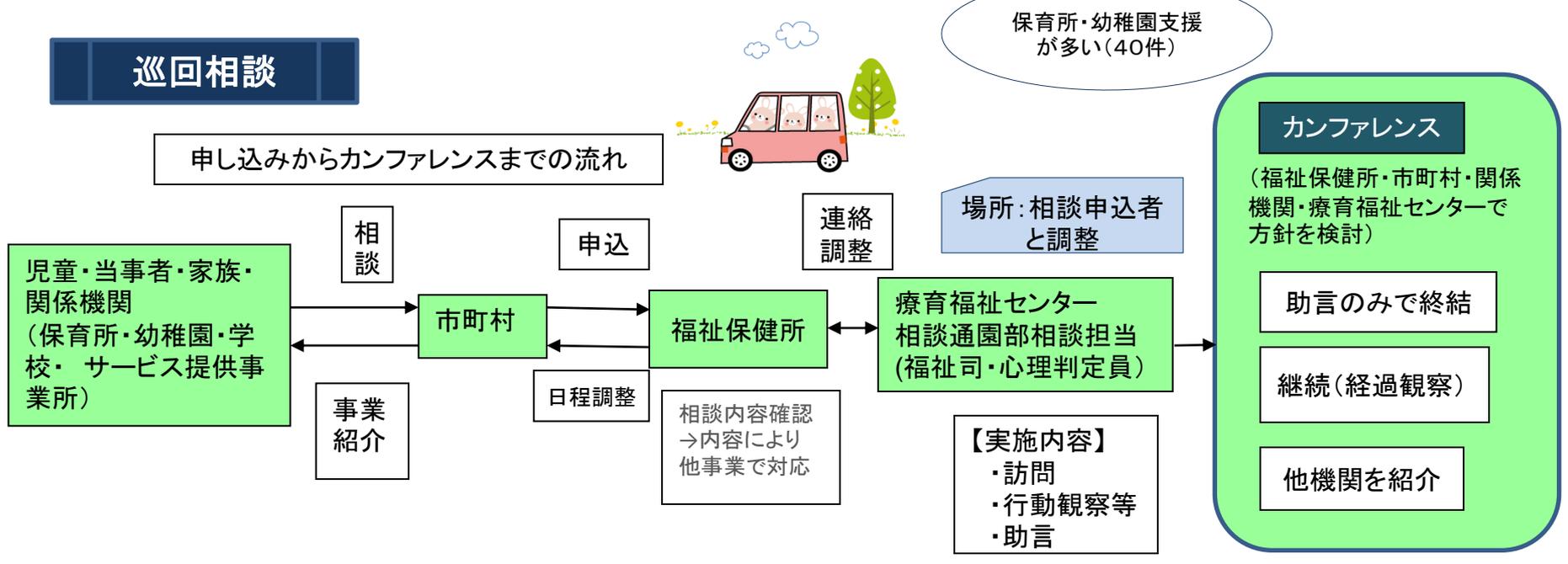
事業内容	スタッフ	実施回数
心理学的評価や判定など専門的支援を必要とする場合や市町村等関係機関において対応に苦慮しているケースについての相談	相談通園部 (福祉司・心理判定員)	各障害保健福祉圏域に 2カ月に1回程度 (相談内容に応じて随時)

②各年度実績

	19年度(総数)	20年度(総数)	21年度(総数)	22年度(8/31現在)(総数)
児童に関する件数	45(115)	49(87)	44(74)	9(12)

巡回相談

申し込みからカンファレンスまでの流れ



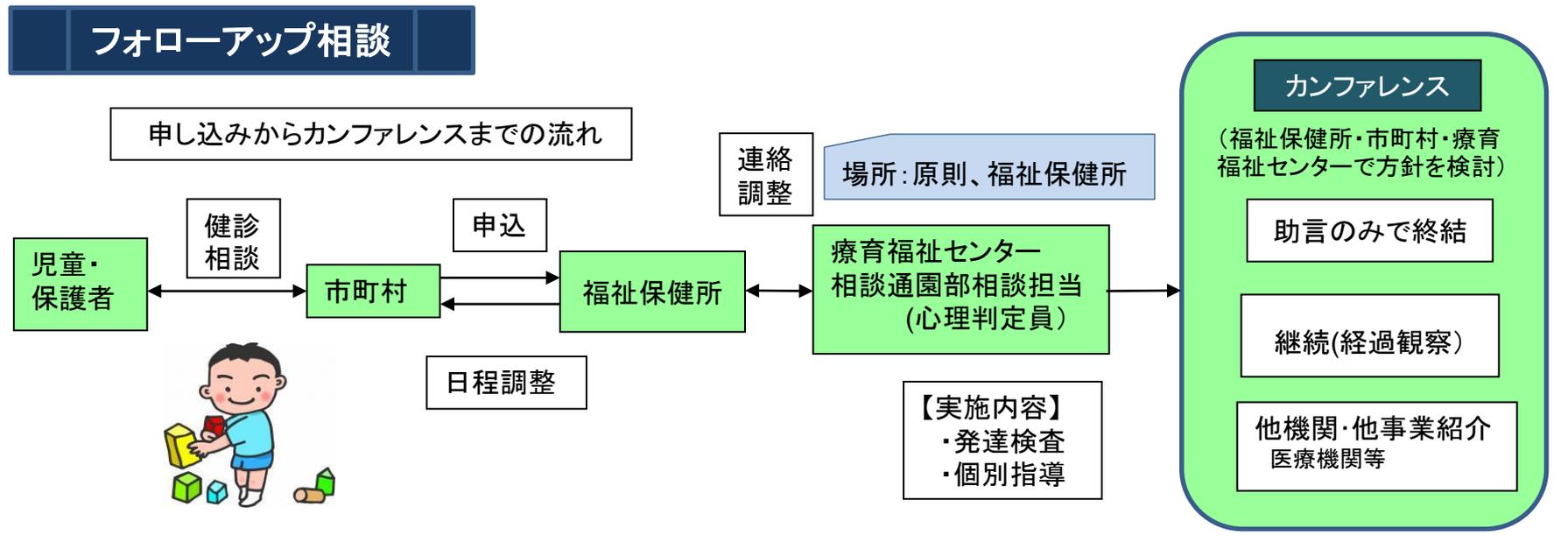
(3) フォローアップ相談

① 事業の概要

事業内容	スタッフ	実施回数
(福祉保健所実施) 健診後の精神発達精密検査及び事後指導	相談通園部 (心理判定員) 等	各福祉保健所で年4~8回程度(年間総数25回)※高知市保健所は年間11回実施

② 各年度実績

	19年度	20年度	21年度	22年度 (8/31現在)
フォローアップ相談件数	95	82	98	27



(4) 子ども発達相談

①事業の概要

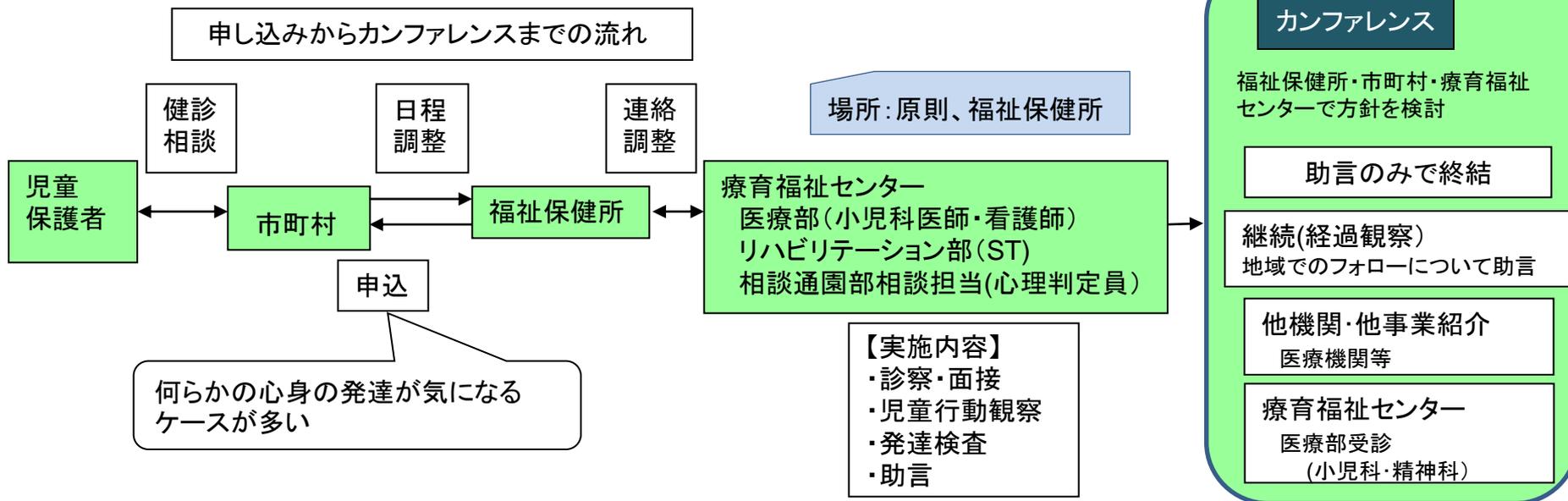
事業内容	スタッフ	実施回数
(福祉保健所実施)心身の発達が気になる子どもの発育や発達相談、発達検査	相談通園部(心理判定員) 医療部(小児科医師) リハビリテーション部(ST) 看護部	(安芸・中央東・中央西)各福祉保健所で年3回程度

②各年度実績

	19年度	20年度	21年度	22年度 (8/31現在)
子ども発達相談件数	—	4	7	4

子ども発達相談

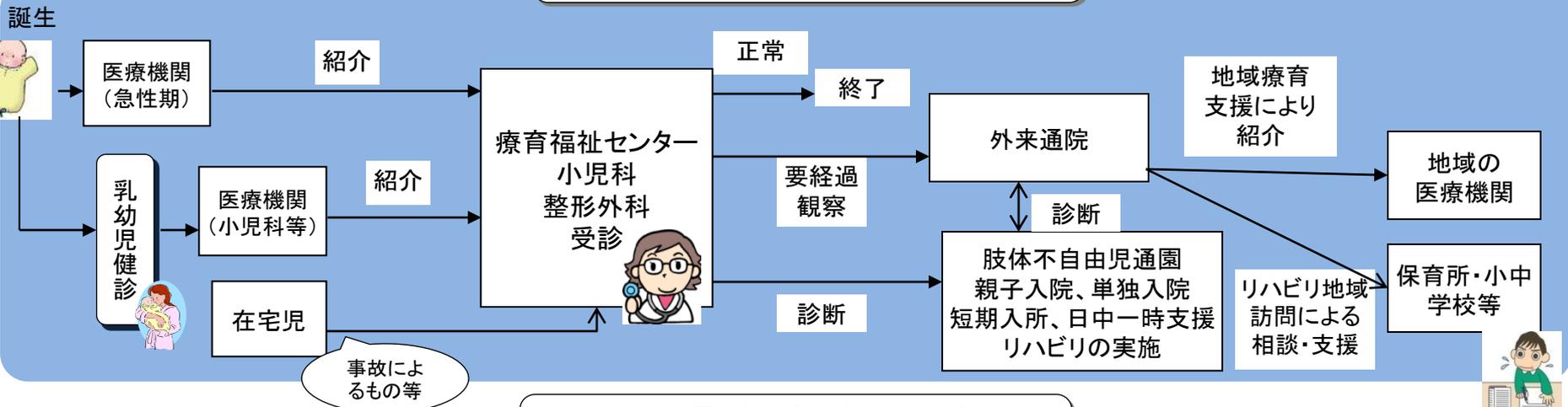
申し込みからカンファレンスまでの流れ



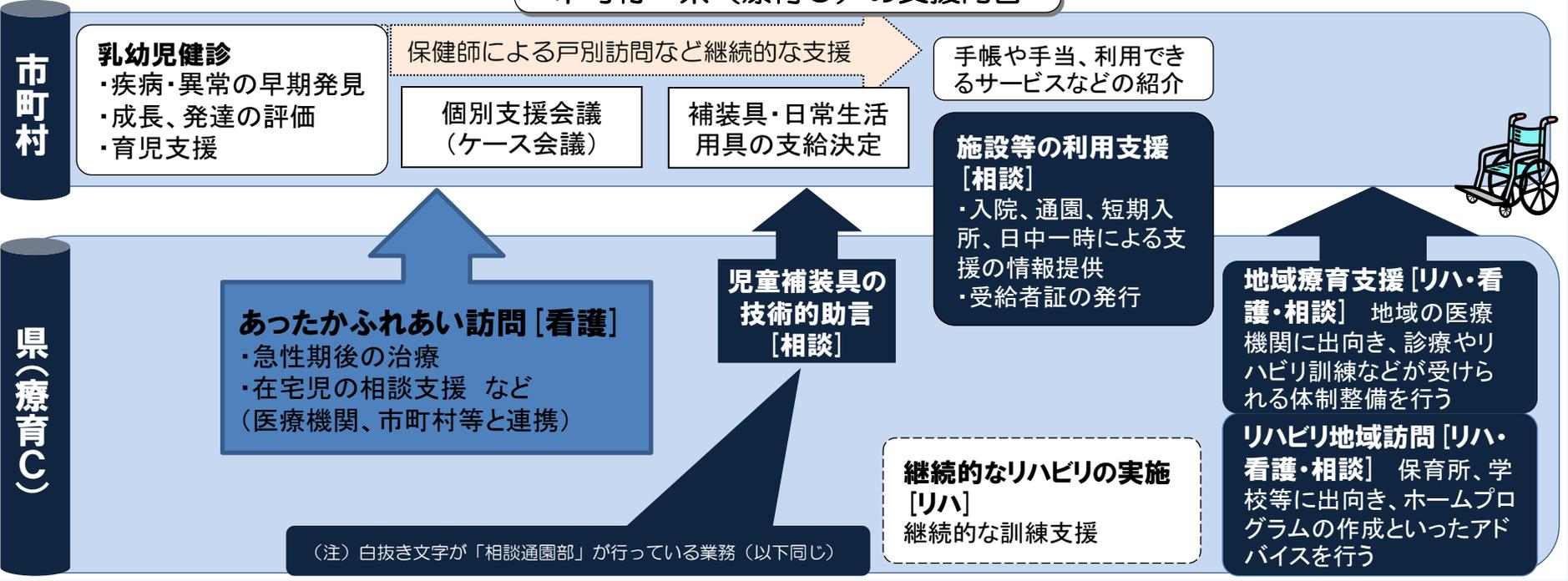
障害別の相談・支援の流れ

肢体不自由

誕生～発見～相談～療育 の流れ

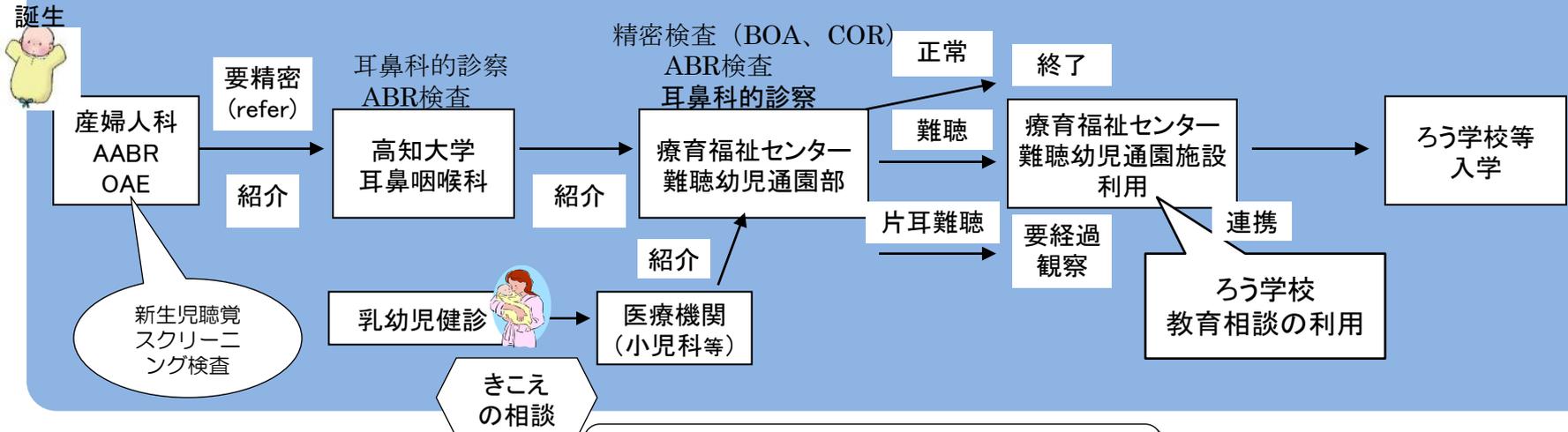


市町村・県（療育C）の支援内容

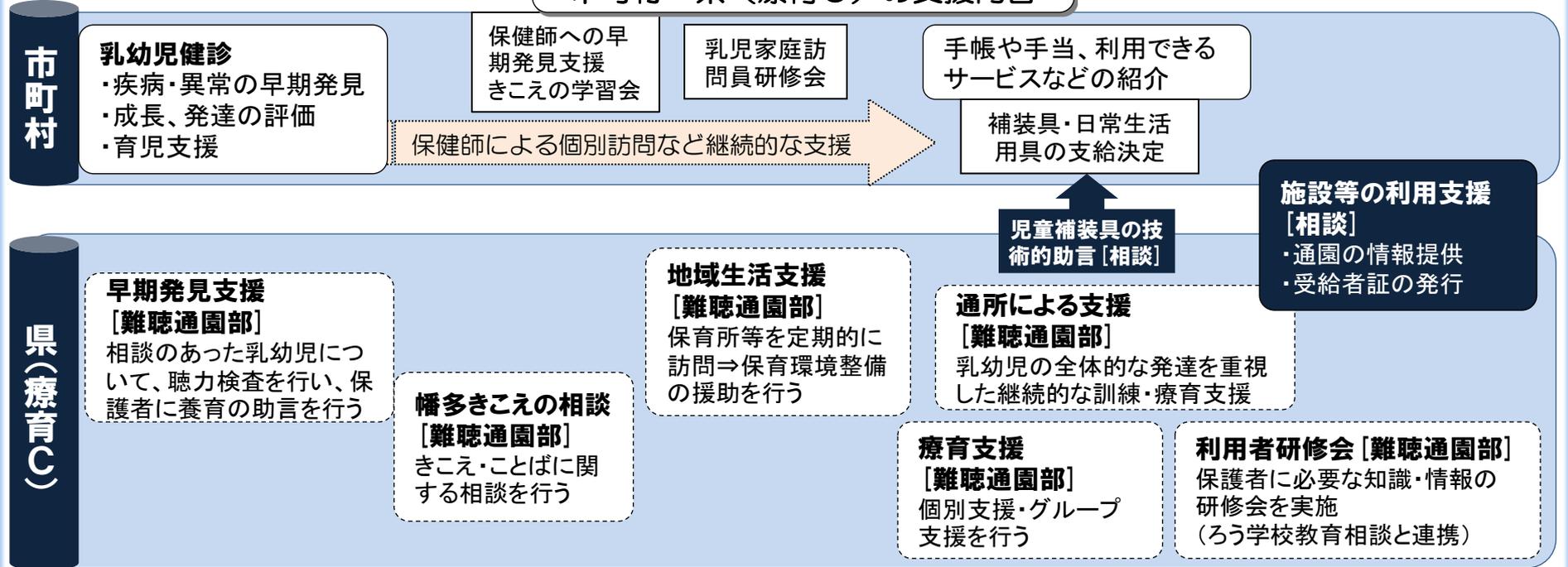


聴覚障害

誕生～発見～相談～療育の流れ



市町村・県（療育C）の支援内容



市町村

県（療育C）

乳幼児健診
 ・疾病・異常の早期発見
 ・成長、発達の評価
 ・育児支援

保健師への早期発見支援
 きこいの学習会

乳児家庭訪問員研修会

手帳や手当、利用できるサービスなどの紹介

保健師による個別訪問など継続的な支援

補装具・日常生活用具の支給決定

児童補装具の技術的助言 [相談]

施設等の利用支援 [相談]
 ・通園の情報提供
 ・受給者証の発行

早期発見支援 [難聴通園部]
 相談のあった乳幼児について、聴力検査を行い、保護者に養育の助言を行う

幅多きこいの相談 [難聴通園部]
 きこえ・ことばに関する相談を行う

地域生活支援 [難聴通園部]
 保育所等を定期的に訪問⇒保育環境整備の援助を行う

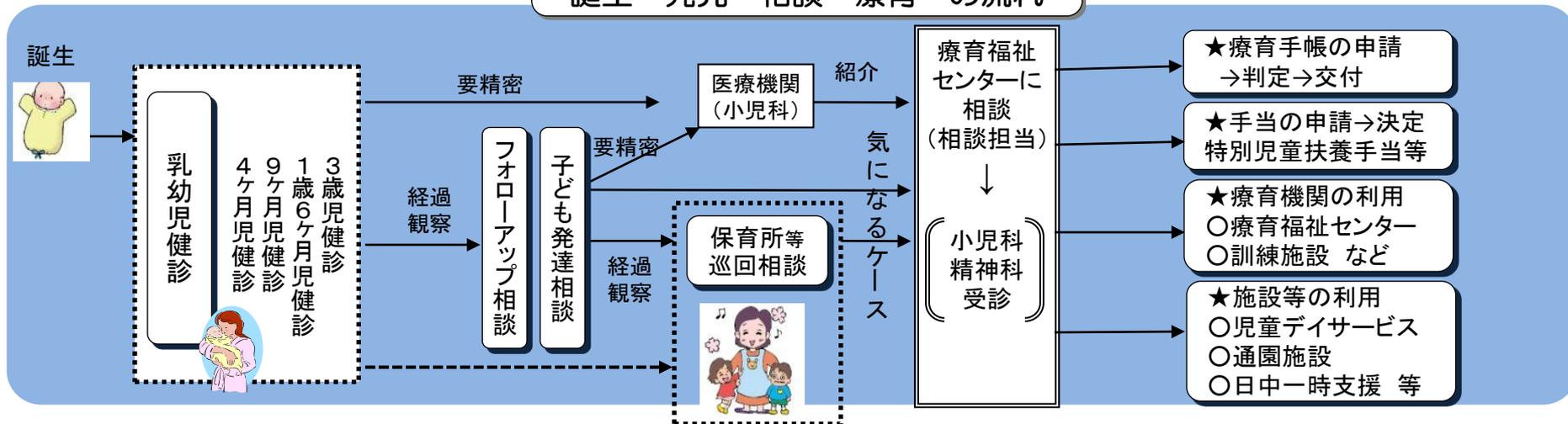
通所による支援 [難聴通園部]
 乳幼児の全体的な発達を重視した継続的な訓練・療育支援

療育支援 [難聴通園部]
 個別支援・グループ支援を行う

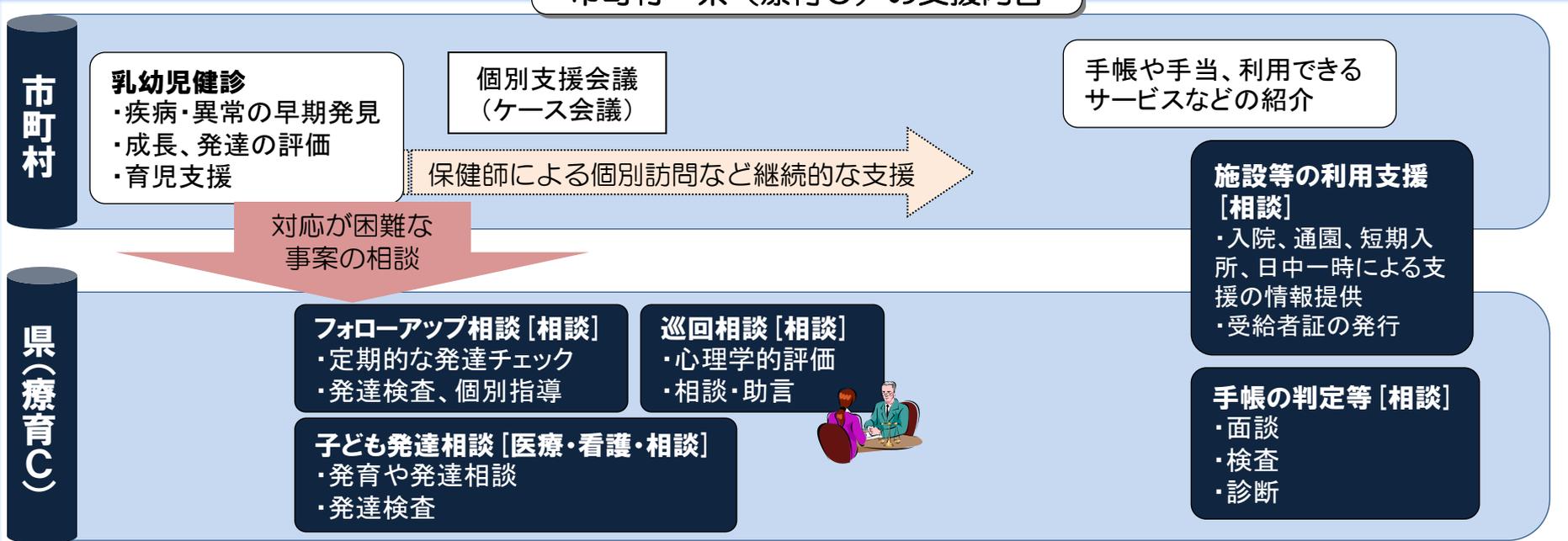
利用者研修会 [難聴通園部]
 保護者に必要な知識・情報の研修会を実施 (ろう学校教育相談と連携)

知的障害

誕生～発見～相談～療育 の流れ

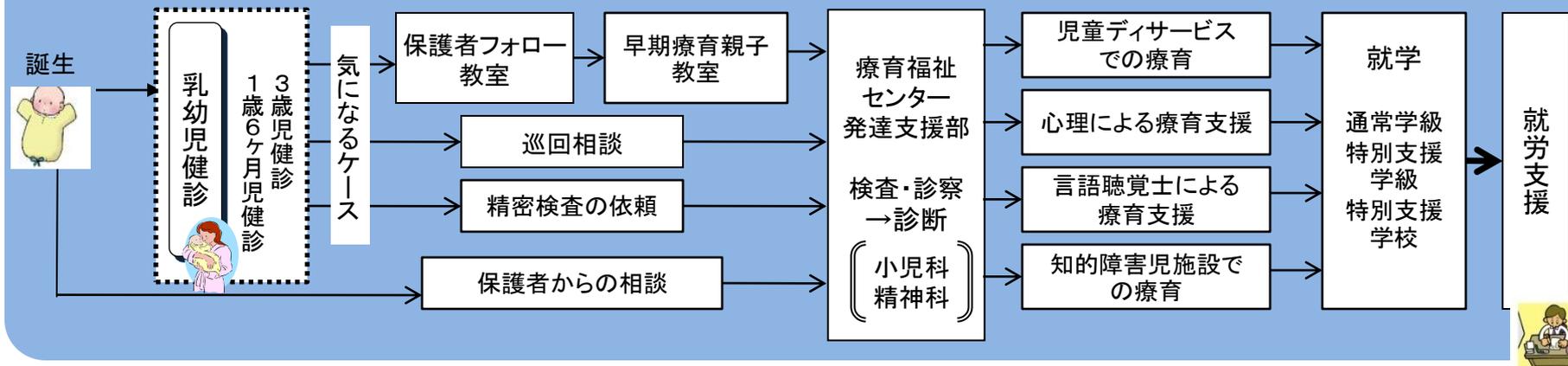


市町村・県（療育C）の支援内容

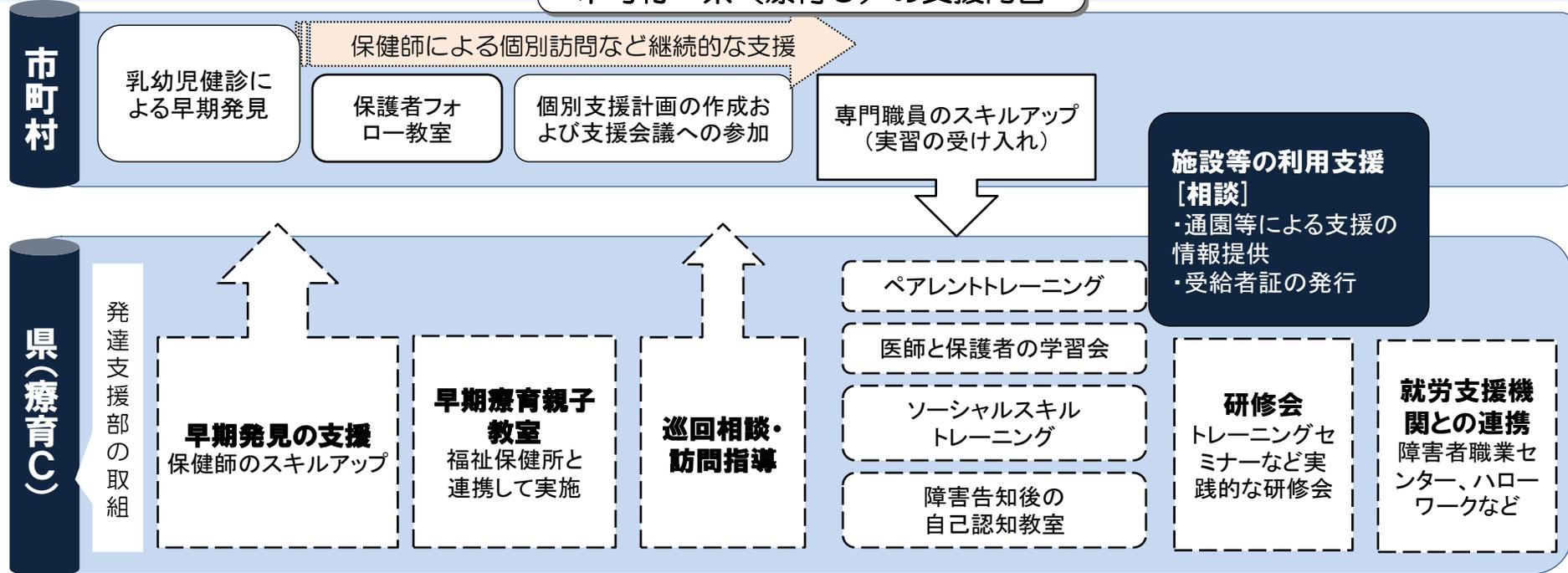


発達障害

誕生～発見～相談～療育 の流れ



市町村・県（療育C）の支援内容



【検討項目(1)】

(療育福祉センターの担う相談支援のあり方)

・身近な市町村における相談・支援の充実が必要だが、療育福祉センターで必要な支援とは何か。市町村を基本として療育福祉センターは、どういう役割を担っていくべきか。

市町村等への支援について

現 状

- 市町村担当職員の資質向上の取組
 - ・市町村担当者研修会
5圏域で年1回開催
 - ・障害関係職員研修会
年1回開催(療育評価職員指導事業)
- 保健師との連携
福祉保健所を通じた「気になる子」への相談事業の実施
 - ・フォローアップ相談(H21: 98件)
 - ・子ども発達相談(H21: 7件)
- 保育所等への支援
保健師→福祉保健所を通じた、地域の保育所等への巡回相談
 - ・巡回相談(H21: 44件)
 - ・リハビリ地域訪問等の実施
- 相談担当の体制
相談通園部に市町村等からの相談に対応できる看護師を配置

課 題

- 市町村担当職員の対応力強化
 - ・障害児の現状の把握が十分でない
 - ・ケース会議が十分に機能していない面がある
 - ・職員の専門スキルの向上
- 保健師との連携強化
乳幼児健診後の確実な連携・フォロー、未受診者への対応の強化
- 保育所等への支援の充実
気になる子ども、動きがぎこちない子どもの把握や支援方法の周知

【参考】H21年度障害児保育の実施状況
(高知市を除く)認可保育所181カ所中

・障害児保育実施	104カ所
・実障害児数	214人
・障害児担当保育士(加配)	211人

(県教育委員会調べ)



今後の取組

- 市町村への支援強化
 - ・市町村から研修生の受入
 - ・ケース会議や「自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会」へ相談担当職員等を派遣
 - ・相談対応マニュアルの作成
 - ・個別支援計画作成への支援
- 保健師との連携強化
 - ・「母子担当の保健師⇔福祉保健所⇔療育センター」の更なる連携強化
 - ・保健師を対象に悩み、気になる子どもを持つ保護者への対応研修を実施
- 保育所等への支援の充実
 - ・市町村に対して、巡回相談等の取組を周知
 - ・保育士を対象に「気になるケース」の対応方法などについての研修を実施



【検討項目(2)】

(家族支援のあり方)

- ・保護者の障害受容や養育能力を高めていくことが重要と考えられるが、どのような支援が必要と考えられるか。

家族への支援について

現 状

- 健診、保育所等で心身の発達が気になったケースの個別相談の実施
(来所、電話、フォローアップ検診等)
 - ・子育てに際して1人で悩んでいる保護者からの相談の実施(電話、来所等)
- 通園事業(親子)による支援
センターの肢体不自由、難聴、自閉症児の通園事業による保護者支援
- 地域支援を通じた間接支援
巡回相談、リハビリ地域訪問、あったかふれあい訪問、早期療育親子教室など
- 確定診断前後の支援
保護者フォロー教室の実施



課 題

- ピックアップされた子どもだけの支援になっている(見過ごされているケースがあるのではないか)
- 遠距離の対象者は通園事業の支援を受けることができない(受けづらい)
肢体不自由児はH21. 4に通園を開始しており、事業の周知が弱い
- 随時の地域支援を行い始めたのは、ここ4~5年程度(以前には一日療育福祉センター(幡多地区)を行っていた)
- 障害に寄り添っている保護者の心の負担の軽減

今後の取組

- 地域支援事業の充実
巡回相談などの地域支援事業の周知を図り、「療育センターへ来なくても地域で相談が受けられる」体制整備
- 幡多地域の支援強化
幡多児童相談所(H22建替中)の新庁舎を利用した支援策(新たに整備されるプレイルームを活用した相談(通園)事業の検討)
- 直接支援から間接支援への転換
保健師、保育士、先生などのマンパワーによる地域での支援、見守りの実施
- 確定診断前後の支援の充実
親力カウンセリングなど保護者支援の取組の充実